

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--|-----------|------------|
| 鈴鹿市 | 栄地区 区域② (磯山町乙藤, 前田, 池田, 前口, 磯, 浜新田, 黒丸, 東浦, 北浜, 濱郷。五祝町條治保田, 藏久, 池尻, 犬飼, 木鎌, 比坪, 下堅田。磯山一~四丁目, 東磯山一丁目。) | 令和3年1月29日 | 令和3年12月28日 |

1 対象地区の現状

| | |
|---|------|
| ①地区内の耕地面積 | 78ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 40ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 20ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 16ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 41ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| 水田区画が小さい, 農道が狭い, 用排水兼用水路のため排水が悪いなど, 収益性の高い効率的な農業を行うには耕作条件が整っていない環境である。また, 農業者の高齢化, 後継者不足が進んでいる。 |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 地区内の水田は, 地域の認定農業者がその多くを担っており, 一定の集積, 集約化が進んでいる。今後, 中心経営体は関係機関と連携し, 効率的かつ持続的な農業経営の実現を図る。 |
|---|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は, 162筆, 9.8haとなっている。 |
| 農地中間管理機構の活用方針 栄地区を重点実施地区とする。 利用集積の終期に合わせて, 機構を介した貸付への付け替えを促進する。 |
| 基盤整備への取組方針 畦畔除去など効率化に向けた基盤整備について現地状況を踏まえ検討していく。 |
| 高付加価値生産物の栽培 有機米や無農薬, 減農薬など付加価値を高めた生産物の栽培に取り組む。 |